

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	8		府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	確定拠出年金における退職所得控除に係る勤続年数の算定の見直し		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の内容・概要）</p> <p>平成26年1月施行の年金確保支援法により確定拠出年金の加入年齢が60歳から65歳以下の規約で定める年齢に引き上げられた。それを踏まえ、60歳以降の確定拠出年金加入期間も勤続年数に算入するように取り扱うこととされている。</p> <p>一方、現行制度では、60歳以降他制度から確定拠出年金へ移換した際、60歳から確定拠出年金に加入するまでの期間について、勤続年数に算入されない取扱いとなっている。</p> <p>また、確定拠出年金の運用指図者期間と他制度からの資産移換の対象となった期間が重複した場合も、前者の期間が優先的に通算加入者等期間に算入されることとなり、当該期間が勤続年数に算入されない取扱いになっている。</p> <p>これらを是正するため、退職所得控除に係る勤続年数の算定の見直しを行う。</p>		
関係条文	地方税法第二十三条第一項第六号、第三十二条第二項、第二百九十二条第一項第六号 所得税法第三十一条第三項第三号、所得税法施行令第六十九条第二号、第七十二条第三項第六号		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (▲7.4) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>60歳以降の確定拠出年金加入期間も勤続年数に算入する取扱いとなることを踏まえ、60歳以降他制度から確定拠出年金制度へ移換した場合や、確定拠出年金の運用指図者期間と他制度からの資産移換の対象となった期間が重複した場合の勤続年数の算定の見直しを図るもの。</p> <p>これにより多様な制度設計を可能とするとともに、企業年金等の普及・拡大を図り、公的年金（＝公助）と上乘せ年金（＝公的な枠組みに基づく自助の支援）を組み合わせ、老後の所得確保を支援するもの。</p> <p>(2) 施策の必要性平成28年10月を目途に60歳以降の確定拠出年金加入期間を勤続年数に算入するように取り扱うこととしている。一方、60歳以降他制度から確定拠出年金へ移換した場合、60歳から確定拠出年金に加入するまでの期間については、勤続年数に算入されない取扱いとなっている。また、他制度から確定拠出年金に資産を移換した際、他制度から資産移換の対象となった期間は勤続年数に算入される一方で、確定拠出年金の運用指図者期間と他制度からの資産移換の対象となった期間が重複した場合は、重複した期間が勤続年数に算入されない取扱いとなっている。このような期間の取扱いは整合的でなく、これらの期間を勤続年数に参入する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標9 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策目標1-3 企業年金等の健全な育成を図ること 基本目標3 ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標4-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
	政策の達成目標	制度改善を図ることで、多様な制度設計を可能とするとともに、勤続年数の算入期間の拡大により、企業年金の健全な運営及び更なる普及を図っていく。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	他制度から確定拠出年金に移換した際、勤続年数不算入期間が発生する可能性のある一時金受給者（約148人（平成28年度推計））に影響がある。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	60歳以降他制度から確定拠出年金に移換した際の、60歳から確定拠出年金に加入するまでの期間等について、勤続年数に算入する取扱いとすることで、企業年金の多様な制度設計が可能となる。 勤労者の財産形成が促進され、老後の生活の安定が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	確定拠出年金については、掛金等の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	公的年金の上乗せ年金である企業年金の制度改善が図られ、多様な制度設計が可能となるとともに、国民の老後生活が多様化している中、勤労者の財政形成が促進され、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—